

6-3. 学位・資格

※学則より

(学 位)

第 31 条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士（看護学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

(資格取得等)

第 32 条 本学において取得できる資格等は、次のとおりとする。

学 部	学 科	資 格 等
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 養護教諭二種免許状

○長岡崇徳大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び長岡崇徳大学学則（以下「学則」という。）第31条の規定に基づき、長岡崇徳大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

看護学部看護学科 学士（看護学）

(学位の授与)

第3条 教授会の議を経て学長が卒業を認定したとき、学長は学位を授与し、学位記を交付する。

(学位名称)

第4条 本学より学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学名を次のように付記するものとする。

学士（看護学・長岡崇徳大学）

(学位記の様式)

第5条 学位記は、別に定める様式による。

(学位授与の取消し)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為をしたときは、教授会の議を経て、当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学看護学部看護学科所定の課程を修め本学を卒業したので
学士（看護学）の学位を授与する

年 月 日

長岡崇徳大学 学長

